

## 「学び継続」のための『学生支援緊急給付金』の申請手続きについて（2次募集）

5月に募集いたしました、「学び継続」のための『学生支援緊急給付金』の支給について、2次募集の案内が文部科学省より通知されました。

前回と同様に新型コロナウイルス感染症拡大による影響で、世帯収入・アルバイト収入の大幅な減少により、学生生活にも経済的な影響が顕著となっている状況の中で、特に家庭から独立した学生が、大学での修学の継続が困難になり修学をあきらめることがないよう支援する制度です。

ただし、推薦人数には限りがあります。申請すれば必ず採用されるものではありません。

\* これまでに本給付金に申請したことがない学生は応募できます。

\* 前回の1次募集に応募した結果、T-Navi（6月19日付）にて「推薦見送り」となった学生で家計状況に変化があった方は改めて応募することが出来ますが、「推薦」された学生は応募できません。

「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』～学びの継続給付金～（外部リンク：文部科学省）

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/hutankeigen/mext\\_00686.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/mext_00686.html)

希望される場合は、「[申請の手引き](#)」の支給対象者の要件を確認し、要件を満たす学生は、以下通り手続きを行ってください。

### 1. 申請方法（郵送のみ）

※2次募集では、スマートフォンからの申請は受け付けません。郵送のみ受け付けいたしますので注意してください。

(1) [「学生支援緊急給付金申請書」（様式1）](#) および [「誓約書」（様式2）](#) に必要事項を記入してください。

(2) 上記の（様式1）、（様式2）と（2.添付書類）を学生課必着で簡易書留やレターパック等で郵送してください。

※封筒表面に「学生支援緊急給付金申請書在中」と朱書きしてください。

・ 郵送先

〒168-8508東京都杉並区大宮2-19-1

高千穂大学学生課学生支援緊急給付金担当

### 2. 添付書類

(1) 支給要件を満たすことを証明する書類（「手引き」7ページを参照）は、やむを得ない事由により提出出来ない場合以外は原則、すべて添付してください。（コピー可）

(2) 留学生の方は、上記の他に [「学生支援緊急給付金申請に係る仕送り額等証明書」](#) を必ず添付してください。

### 3. 申請期限

7月22日（水）（必着）

### 4. 結果通知

7月末から8月上旬にT-Naviにて通知します。

問い合わせ先（学生課）

TEL :03-3313-0145（平日 9:30～16:30）メール：<mailto:gakusei@takachiho.ac.jp>